

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成28年11月30日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

平成28年11月30日(水) 午前 9時59分 開会  
午前10時38分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	嶋野浩一朗	副委員長	弘 豊	委員	上村高義
委員	東久美子	委員	南野直司	委員	森西正
議長	野原修	副議長	野口博		
議員	中川嘉彦				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 杉本正彦

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局参事兼局次長 橋本英樹  
同局総括主査 田村信也 同局書記 渡部真也 同局書記 坂本敦志  
同局書記 川原 恵

### 1. 案件

- ・認定第1号 平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・平成28年第4回定例会審議日程及び議事日程について

(午前9時59分 開会)

○嶋野浩一朗委員長 おはようございます。  
ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず、理事者から挨拶を受けることといたします。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。来る12月5日から開催されます平成28年第4回摂津市議会定例会におきまして、予算案件6件、それから条例案件13件、その他案件2件、計21件の議案提出を予定いたしております。それぞれの案件の概要につきましては、総務部長より説明させますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○嶋野浩一朗委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名いたします。

それでは、第4回定例会の提出議案について、概略説明をお願いいたします。

総務部長。

○杉本総務部長 おはようございます。

それでは、平成28年第4回摂津市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

議案第73号から議案第78号までは、各会計の補正予算でございます。

まず議案第73号、平成28年度摂津市一般会計補正予算第4号でございますが、現計予算額350億8,288万4,000円に補正額5億9,078万5,000円を追加し、補正後予算額356億7,366万9,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では国の補正予算に伴

う臨時福祉給付金の補助金、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料軽減対象者数の確定に伴う基盤安定負担金の増額を計上しております。

また、財政調整基金繰入金で、補正財源の調整を行っております。

歳出の主なものは、人事異動等に伴う人件費を補正減額するもののほか、各特別会計への繰出金、広域連合医療給付費等過年度精算負担金など、緊急を要する事業の補正を行うものです。

今回の補正の中で、国の補正に伴う臨時福祉給付金等給付事業費補助金3億2,835万6,000円は、事業の進捗等を勘案し、平成29年度へ繰り越しいたします。

また、長期の継続契約を予定いたしております斎場指定管理事業、葬儀会館指定管理事業、学校校務員委託事業、小学校給食調理業務等委託事業等の債務負担行為の補正を追加しております。

次に、議案第74号、平成28年度摂津市水道事業会計補正予算第2号でございますが、収益的支出において現計予算額20億344万3,000円に2,050万円を減額し、補正後予算額19億8,294万3,000円、資本的支出において現計予算額27億4,712万1,000円に48万2,000円を減額し、補正後予算額27億4,663万9,000円といたすものであります。

その内容は、人事異動等に伴う人件費を補正いたしております。

次に、議案第75号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第2号でございます。

現計予算額123億9,132万1,000円に補正額8,307万6,000円を追加し、補正後予算額124億7,43

9万7,000円とするものでございます。

主な内容は、高額医薬品の保険適用等の影響による高額医療費の増額、保険料軽減対象者数の確定に伴う繰入金となっております。

次に、議案第76号、平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第2号でございます。

現計予算額62億8,730万9,000円に補正額1億6,730万円を追加し、補正後予算額は64億5,460万9,000円とするものでございます。

主な内容は、平成29年度からの地方公営企業法適用に伴う下水道使用料の減額、国の補正に伴う三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事にかかわる工事請負費を計上し、その全額を平成29年度へ繰り越し、市債及び債務負担行為の変更を行っております。

次に、議案第77号、平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算第3号でございます。

現計予算額57億3,563万9,000円に補正額648万2,000円を減額し、補正後予算額57億2,915万7,000円とするものでございます。

その主な内容は、過年度分保険料の払戻金の増額と、人事異動等に伴う人件費を補正いたしております。

次に、議案第78号、平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございます。

現計予算額9億1,341万8,000円に補正額245万円を追加し、補正後予算額9億1,586万8,000円とするものでございます。

その主な内容は、保険料軽減対象者数の確定に伴う繰入金と、保険料納付金となっております。

次に、議案第79号、指定管理者指定の件、摂津市斎場でございます。

これは、摂津市斎場の指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般社団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は理事長有山泉氏でございます。

指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものでございます。

次に、議案第80号、指定管理者指定の件、摂津市立葬儀会館でございます。

これは、摂津市立葬儀会館の指定管理者として一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般社団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所の所在地は、摂津市香露園32番19号で、代表者は理事長有山泉氏でございます。

指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものでございます。

次に、議案第81号、摂津市健康づくり推進条例制定の件でございます。

この条例は、摂津市の健康づくりを推進するため、制定するものです。

改正内容は、健康づくりに関する市の責務と、市民等の役割を明らかにし、健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるものです。

なお、この条例の施行日は平成29年4月1日としております。

次に、議案第82号、摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件でございます。

この条例は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、制定するものでございます。

改正内容は、法改正により農業委員の選出方法、選挙制と市長の選任制の併用から市長の任命制とし、委員の定数を16名とするものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日からとし、現委員の平成29年7月19日の任期満了後から適用するものでございます。

次に、議案第83号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、法改正に伴う引用条文の号ずれを改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は規則で定める日としております。

次に、議案第84号、摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、平成28年人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、官民格差等に基づく本年度の給与水準を改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日としております。

次に、議案第85号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員

の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするものでございます。

なお、この条例の施行日は平成29年1月1日としております。

次に、議案第86号、摂津市市税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、延滞金の計算に係る改正により、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことによる条文の整備を行うものでございます。

なお、この条例の施行日は平成29年1月1日としております。

次に、議案第87号、摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定を受けて行う事業を開始するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、ふれあいの里の施設内の摂津市立ひびきはばたき園において、自立訓練に関する事業を加えるものでございます。

なお、この条例の施行日は平成29年4月1日としております。

次に、議案第88号、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、指定管理者として保健セン

ターに委託するために介護予防・日常生活支援総合事業の一部を加えるものでございます。

なお、この条例の施行日は平成29年4月1日としております。

次に、議案第89号、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、介護保険法施行規則の改正により、主任介護支援専門員の更新制の導入と、新たな研修制度が設けられることとなったため、主任介護支援専門員の定義を改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日としております。

次に、議案第90号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地球温暖化の防止及びこれへの適応並びに環境教育及び環境学習の推進に関する措置を講ずるとともに、環境美化推進地区の指定を行うものでございます。

この条例の施行日は平成29年4月1日、文言の整備については公布の日としております。

次に、議案第91号、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、市街化調整区域内の負担区の受益者負担金の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成29年度から市街化調整区域で事業を行うため、これまでの市街化区域とは受益者負担金の算出方法が異なるため、新たに市街化調整区域について規定を設けるものでございます。

この条例の施行日は平成29年4月1日としております。

次に、議案第92号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、使用した減債積立金または建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、減債積立金及び建設改良積立金を使用した後の、その他未処分利益剰余金変動額を自己資本金に組み入れる規定を加えるものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日としております。

次に、議案第93号、摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件でございます。

この条例は、下水道事業に地方公営企業法の規定を全て適用するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、摂津市水道事業の設置等に関する条例を、摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に題名を改めるほか、14本の関係する条例について改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は平成29年4月1日から施行としております。

ここまでの、平成28年第4回定例会提出案件の当初議案の概略説明となります。

次に、追加議案として提出を予定している条例が4本ございます。

まず、育児休業、介護休業等育児又は家

族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、摂津市職員の勤務時間、休暇に関する条例、摂津市職員の育児休業等に関する条例、及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正を予定しております。

法改正の趣旨は、妊娠・出産・育児期や、家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立ができる社会の実現を目指して、雇用環境を整備することでありま

す。主な改正内容は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、介護休業の分割取得、介護のための所定労働時間の制限及び短縮措置等であります。

次に、摂津市個人情報保護条例の改正であります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部の施行が予定されており、改正内容として情報提供等記録について新たに保護措置を講ずる必要があるためです。

本件につきましては、議会もこの条例の実施機関に入っているため、議会運営委員協議会において改正案をお示し、ご検討いただいた後、追加議案とさせていただくものです。

以上が平成28年第4回定例会に提出します議案の主な内容でございます。

○嶋野浩一郎委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時17分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井局長。

○藤井事務局長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費にかかわります部分につきまして、決算書に基づき説明をさせていただきます。

なお、決算概要の38ページから39ページには、議会事務局の予算執行状況を掲載しておりますので、ご参照よろしくお願

いいたします。まず、歳入につきましてですが、一般会計歳入歳出決算書の60ページの款19諸収入、項4目2雑入、節1雑収入は、議会事務局分として私用電話使用料と各会派が使用されました電子複写機使用料でございます。

次に、歳出につきましては、68ページから71ページの議会費で、予算現額3億4,548万8,000円に対しまして、支出済額は3億4,158万6,070円で、執行率は98.8%となっております。

そのうち、主なものといたしまして、議員報酬、期末手当、共済関係の負担金、それ以外に議会運営に伴いましての会議録や委員会記録、議会だよりの発行に要する経費、議長会関係の旅費並びに全国市議会議長会、近畿市議会議長会等の負担金及び議長公務にかかわります経費や議会事務に関する経費を執行したものでございます。

その中で、68ページの款1議会費、項

1 議会費、目1 議会費、節3 職員手当等のうち、議員期末手当におきましては、平成27年人事院勧告に基づき支給率0.1か月の増額分として136万6,000円を補正予算として増額させていただきましたが、改正条例が本会議で撤回されましたことにより、同額を不用額としております。

また、節4 共済費のうち、議員共済給付費負担金は総務省から示されました算定方法に基づき、本市の場合、平成27年4月1日における標準報酬月額54万円に議員数の21人、12か月分を掛け、改正省令附則第2項第1項で定める負担金率100分の63.7を掛け合わせて算出しております。その下、議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金で、議員1人当たり年額1万3,000円の議員数21人分でございます。

節8 報償費は、友好都市から摂津市への訪問時や、摂津市から友好都市への訪問時などの記念品代として計上しては、訪問受け入れも訪問もございませんでした。

節9 旅費は、主に全国市議会議長会総会及び全国高速自動車道市議会協議会定期総会等への参加に伴う議長の費用弁償並びに随員職員の旅費と、常任委員会の先進市行政視察における議員21人分の費用弁償並びに随行事務局職員の旅費でございます。

4 常任委員会の視察先でございますが、建設常任委員会が岩手県盛岡市と釜石市、文教常任委員会が鳥取県鳥取市と出雲市、民生常任委員会が新潟県五泉市と見附市でございました。総務常任委員会は、福岡県糸島市と佐賀県武雄市を予定しては、台風の影響で中止となりました。

節11 需用費における印刷製本費は、議会だよりの発行にかかわる経費でござい

す。通常の発行4回分のほか、議会だよりのリニューアル前のこれまで記録にとどめておりませんでした、第119号、平成8年第3回定例会から、第201号、平成28年第1回定例会までの保存用議会だよりの縮刷版の20部作成費の費用も含まれております。

節12 役務費、通信運搬費は、主に議会議務局で使用しております携帯電話通話料でございます。

その下の節13 委託料、データ更新委託料は、市議会ホームページや庁内LANから閲覧できます定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新にかかわるものでございます。

また、職員派遣委託料は、正副議長の秘書業務の派遣職員2名にかかわるものでございます。

また、筆耕翻訳料は、本会議での速記、そして各委員会、協議会等における音声反訳料でございます。

節14、使用料及び賃借料で、電子複写機レンタル料は、事務局内のコピー代でございます。パソコン借上料は、議会だよりの作成等で使用しておりますパソコン一式の借り上げ料で、5年間契約で平成27年6月までの支払いとなっており、平成27年度は4月から6月までの3か月の支払い分でございます。

節18 備品購入費は、議会図書室用の図書購入費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金のうち、政務活動費につきましては、平成27年度は執行されておられません。

最後に、全国市議会議長会負担金を初め、各団体の負担金は、均等割、人口割に基づいて算出されては、全国市議会議長会負担金は会則の一部改正に伴い、前年



度より減額となっており、そのほかについては前年度と同額となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 決算書の69ページのところで、負担金、補助及び交付金のところの不用額で、180万円というふうなことが出ております。これは恐らく決算書の中では政務活動費という項目が出ておりませんので、その不用額だと思うんですけども、その点を1点確認させてもらいたいのと、概要の38ページ、39ページのほうで政務活動費と出ておりますので、その点の確認をさせていただきたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 答弁をお願いいたします。

橋本参事。

○橋本事務局参事 それでは、平成27年政務活動費の執行に関しましての答弁を申し上げます。

政務活動費につきましては、年度当初に申請がございました。1会派からの申請がございまして、それに伴う経費として四半期ごとに45万円ずつ交付されました。その後、年度が終わりまして、180万円がそのまま返還されましたので、その状態で180万円が未執行として残っております。当初予算に計上しております700万円程度の額につきましては、年度当初の申請がございましたので、補正で減額させていただきまして、決算におきましては不用額として180万円が上がっております。

あと、決算概要におきましては、執行率としてはゼロとなりますので、そういう形で掲載されております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗委員長 森西委員。

○森西正委員 もう一度、改めて聞きたいんですけども、当初ではいくぐらいの金額だったというのをちょっと教えてほしいんですけど。

○嶋野浩一朗委員長 橋本参事。

○橋本事務局参事 政務活動費、平成27年度当初予算でございます。当初756万円、積算根拠といたしましては1人3万円掛ける、月数で言いますと12か月掛ける21人分、756万円を計上しております。その中で、1会派の申請がございましたので、その1会派に係る部分としましては180万円が年度執行される、その残りは、申請手続がございませんでしたので、3月議会、第4号の補正におきまして、残額576万円を減額いたしまして、予算現額としては180万円が残っております。1会派のほうからは最終的には全額180万円が戻された形になっておるのが平成27年度の決算状況でございます。

以上です。

○嶋野浩一朗委員長 森西委員。

○森西正委員 そういうことになりますと、全会派が執行しなかったということになるんでしょうかね。そうしますと、未執行ということであれば、やはりこの予算自身を上げるというか、この制度というか、摂津の市議会自身、この政務活動費ということをですね、例えば廃止とかいうようなことも一つかなと思うんですが、これは事務局に聞いてもこれは議会の中で決めることでしょうけれども、私としては未執行であれば廃止ということも考えて進めていくべきことなのかなと思います。ほかの方のご意見もいただけたらと思うんですけど。

○嶋野浩一朗委員長 その意見はこの委員

会です話ではなくて、議会活動等検討委員会です話でございますので、きょうこのことについては触れずにいきたいと思っております。

ほか、ございますか。

暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

弘委員。

○弘豊委員 副委員長の立場で、また前期は監査委員もしてましたから、質問は差し控えたいと思うんですけども、一言だけ要望といいますか、意見を述べておきたいと思っております。

この決算概要を見られたら皆さんもおわかりになられてるように、議会費の執行率のところでは、先ほどの政務活動費を除いては99%、100%近く執行されている状況の中で、言ってみたら確保されている予算いっぱいいっぱいの状況の中で、この間議会事務局、仕事もされてると見ております。そんな中で、先ほど来、議会改革の話の中で、議会だよりでありますとか、また議会のインターネットでの配信等々、また仕事がボリュームとしてふえている中で、これまでの予算という中では本当にやっていけるのか、やれないんじゃないのかなと思うわけでありまして。けさ、朝日新聞を開いてみましたら、議会だよりのことが大阪府内、各自治体のどういうふうに取り組んでるみたいなことが記事になって、上中下で3回ほど連載されるような記事でしたけれども、やっぱり以前のままの議会だよりだったら本当にその市民のそういう要望、関心にこたえられてない、これを改善したというようなことは本当にいいことだったなと思っているわけなんですけれども、今

後一層、またそういった改善改革を進めていく上で、来年度以降の、とりわけ事務局の体制確保になりますとか、予算について、また要望等々上げていただきたいなということで、このことは意見として上げておきたいと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 意見として受けとめさせていただきます。

ほか、よろしいですね。

以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一郎委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○嶋野浩一郎委員長 再開いたします。

第4回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いいたします。

田村総括主査。

○田村事務局総括主査 それでは、第4回定例会の審議日程等の事務局案についてご説明申し上げます。

まず、会期は12月5日から12月21日までの17日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の12月5日は閉会中の継続審査となっております案件の委員長報告、採決、そして付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託案の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。12月6日が建設及び民生常任委員会、7日が総務及び文教常任委員会でございます。

また、7日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

なお、6日の民生常任委員会終了後に民生常任委員協議会が予定されています。16日が議会運営委員会、20日は本会議で一般質問、21日の本会議では一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が1枚目の審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程についてご説明申し上げます。

まず、12月5日につきましては、日程1が会期の決定、日程2は認定第1号から認定第8号及び議案第67号で、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。この9件を採決グループごとにまとめるように順序を並びかえて備考欄に一括起立採決、あるいは一括簡易採決と記載いたします。先ほどの協議会での態度表明をもとに整理いたしますと、認定第1号は起立採決、認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第6号及び議案第67号は一括簡易採決、認定第3号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決となります。

日程3は、議案第73号など、21件で提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

次のページの3ページですが、12月20日は一般質問でございます。21日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第73号など、委員会付託案件の

21件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務・建設・文教・民生の各常任委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第73号、平成28年度一般会計補正予算第4号について付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○嶋野浩一郎委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前10時38分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 嶋野 浩一郎

議会運営委員 南野 直司